

## 一水会研究委員会規定

第一条 会員の研鑽を図るため本会に研究委員会を置く。

第二条 研究委員会は、五名以上の委員をもって組織する。

委員は、毎年三月定時総会において選任する。その任期は四月一日から一年とする。但し、再任を妨げない。

第三条 研究委員会に互選による委員長一名を置く。

委員長は委員会を代表し委員会に関する事務を統理する。

## 附則

一 この規定は平成六年五月十九日より施行する。